別紙１

# 仕様書

１　件名

令和９年度大田区職員各種健康診断業務委託（単価契約）

２　履行期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

ただし、期間内における各種健康診断（以下、「各健診」という。）の実施月日は、大田区（以下、「甲」という。）と請負人（以下、「乙」という。）で協議の上決定する。

３　履行場所

大田区指定場所（別途指示する。）

４　健（検）診項目名

（１）定期健康診断
（２）採用時健康診断
（３）胃がん検診
（４）婦人科系がん検診
（５）大腸がん検診
（６）肺がん検診
（７）前立腺がん検診
（８）腹部超音波検査
（９）Ｔスポット検査
（10）風しん抗体検査
（11）情報機器作業従事者健康診断
（12）Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検査
（13）Ｂ型肝炎ワクチン接種
（14）深夜業従事者健康診断
（15）海外派遣労働者健康診断
（16）石綿健康診断

５　検査項目等

別添「令和９年度大田区職員各種健康診断検査項目別仕様書」のとおり

６　業務内容等

（１）甲との連絡を担当する者を複数名置く。乙は甲と連携を密にとり、各健診等が滞り

なく実施されるよう努め、担当する者が不在の場合も対応可能な体制を整える。

（２）各健診の実施に当たっては、医療手技に伴う標準予防策に準じて安全・衛生に万全を期する。

（３）各種検査に必要な検査キット等（予備含む）を、甲の指示に基づき納品する。

（４）実施に要する器具・消耗品類等は、すべて乙の負担とし、安全及び衛生に万全を期する。また、使用済みの器具・消耗品類等は、すべて乙が持ち帰り、適切に処分する。

（５）定期健康診断時に同時実施できる検査は、原則一括で受診できるよう手配する。

（６）従事するスタッフは必要な資格及び能力を有する者を配置する。また、甲の指示があった場合には、各健診実施前に従事スタッフの免許・資格証明書等の写しを提出する。

（７）乙の健診施設など、甲施設等で実施する巡回健康診断以外の健診の受診日時については甲と協議の上、乙が指定する。甲が指示した場合、乙は指定した受診日時について、エクセルデータをオンラインストレージにて提出する。

（８）乙は、甲の施設等での巡回健康診断を実施するに当たり、会場の設営を行う。また、終了したときは、当該会場を速やかに原状回復する。

（９）甲の施設等で巡回健康診断を実施した日については、日報を提出する。また健診を実施した月についての月報を提出する。これらには健診実施時の問題発生の報告を含む。

(10) 事前準備及び結果報告

ア　各健診の受診票等の作成においては、甲から受領した対象者の情報をもとに、所属名・氏名等甲の指定する項目が確認できる状態で、親展用の封筒に封入封緘する等プライバシーの保護に万全を期す。

イ　各健診の受診票等について、前年度に同じ項目の健診を実施している場合は、原則前年度の結果が反映される書式で作成する。

ウ　各健診の受診票、結果報告書等は甲が個別に指示するものを除き、甲から受領した書類を封入したうえで、甲が指定した順に単位（所属、園、館等）毎に封筒に封入封緘し、宛名シールを貼付して納品する。

エ　各健診の検査結果については、甲が指示した判定基準及び判定区分に則り結果報告書を作成する。

オ　健診が終了次第、迅速に健診結果を甲に報告する。なお、健診結果報告書２部（本人用１部、甲用１部)、健診結果一覧表（ＣＤ－Ｒ等）を納品する。ただし、清掃事務所、採用時健康診断、区議会等、甲が指定する所属の職員については、甲用を２部納品する。

カ　健診結果報告書は、本人用は親展用封筒に封入封緘するなど、プライバシーの保護に万全を期す。甲保管用については、Ａ４版サイズより大きい場合は、Ａ４版サイズ以内の大きさで、印刷面を外側になるよう折って納品する。

キ　健（検）診の結果、特に至急の処置が必要と思われる職員がいた場合、速やかに甲（健康管理室）に連絡する。また、必要に応じて紹介状を作成する。

ク　がん検診については、がん以外の所見（ポリープ、子宮筋腫等）についても結果に記載する。

(11) 電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）の提出物

甲が指示したとき、以下のものを提出する。なお、不要な場合を除き原則エクセルデータでの読み取りが可能なものを提出する。

ア　健康診断結果集計表

受診率、判定指示区分別人数等を集計する。

イ　健診結果一覧表

受診者及び未受診者一覧表、健診結果一覧表、有所見者一覧表及び紙面出力（1期間単位、月単位、健診終了後一括等）

ウ　人事委員会及び労働基準監督署提出用の集計及び紙面出力

エ　集計可能な場合で甲が必要となった集計・統計資料

オ　東京都職員共済組合及び公立学校共済組合の送付用データの作成

健診結果については、高齢者の医療の確保に関する法律及び関連省令に基づく医療保険者送付用データを、厚生労働省の定める「特定健診の電子的なデータ標準様式」及び「40 歳未満の事業者健診結果情報の報告のためのファイル仕様」等の電子的標準様式に基づき作成のうえ、それぞれの保険団体に分けた形で収録した電子媒体（ＣＤ－Ｒ）を健診実施月の翌月末日までに納品する。データ作成にあたっては、対象者以外の記録は除外する。なお、東京都職員共済組合の分については、東京都職員共済組合へ直接納品する。本データについて、東京都共済組合から乙へ連絡をする場合がある。

カ　その他

オに該当しない職員について、甲から指示があった場合には、健診結果について、高齢者の医療の確保に関する法律及び関連省令に基づく医療保険者送付用データを、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づき作成のうえ、それを収録した電子媒体（ＣＤ－Ｒ）を健診実施月の翌月末日までに提出すること。

(12) 検査の精度

ア　各健（検）診のレントゲン撮影は、甲が認めた場合、直接撮影とあるものはデジタル撮影を可能とする。また、デジタル撮影とあるものは直接撮影を可能とする。

イ　レントゲン画像の読影については、各検査項目の専門医複数名により読影する。

ウ　その他各種健（検）診の仕様書に定める検査法について、甲が認めた場合、同精度以上の検査法での実施を可能とする。

(13) 関係法令等に定められた年限を超える健診データ等の個人情報については適切に処分し、処分したことを証明する書類（廃棄証明書や破砕写真など）を提出する。

(14) 別添「令和９年度大田区職員各種健康診断検査項目別仕様書」の胃がん・子宮頸がん・乳がん・大腸がん・肺がん検診の実施に当たっては、厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」が示す必要最低限の精度管理項目を満たす実施体制を整える。また、検査の実施体制を資料等の提出により甲に報告する。

(15) 乙は健診結果の詳細な分析・統計を行い、健診項目及びサービスを提案する。

(16) 健診データを用いた調査・研究を実施した場合は、その詳細について報告する。

7　関係法令等の遵守

（１）乙は、業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

（２）乙は雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。

（３）個人情報及び機密情報の取扱いについては関係法令を遵守すること。

（４）乙は、本業務に関わるレントゲンフィルム等の資産を関係法令等に則り、原則５年間保管しなければならない。本業務受託終了後においても同様に保管すること。なお、乙は甲の求めに応じて貸し出し等の対応を行うものとする。

8　支払方法

検査終了後、請求に基づき月ごとに支払う。

9　その他

仕様書に記載のない事項及び疑義のある場合については、双方協議の上決定する。